

「柔軟な最適化」のすすめ

地域運営組織の持続可能な運営に向けて

令和7年3月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目次

1. はじめに.....	1
(1)本冊子の作成背景.....	1
(2)本冊子の作成目的	2
(3)本冊子の構成.....	3
(4)本冊子の活用方法	3
2. 地域運営組織の概況.....	4
(1)地域運営組織とは.....	4
(2)地域運営組織の概況.....	6
(3)地域運営組織の課題.....	7
3. 「柔軟な最適化」に取り組もう.....	8
(1)「活動」と「組織運営」の見直しの必要性.....	8
(2)「柔軟な最適化」のススメ	9
(3)「柔軟な最適化」の進め方.....	11
(4)「柔軟な最適化」に向けてのヒント(大切な考え方をまとめる)	12
(5)「柔軟な最適化」に向けてのヒント(組織運営を工夫する)	14
4. 「柔軟な最適化」に取り組んだ事例紹介	17
(1)白石市.....	17
(2)佐用町	20
5. 「柔軟な最適化」に向けた取組方法.....	24
【ステップ1】“活動”や“組織運営”の振り返り	24
【ステップ2】「柔軟な最適化」の意義や方法の共有	27
【ステップ3】「柔軟な最適化」の実例(モデル)の形成.....	29
【ステップ4】「柔軟な最適化」の横展開.....	38
【ステップ5】「柔軟な最適化」の促進に向けた取組の総括	38
6. 地域運営組織の支援に向けてのヒント	39
(1) 地域運営組織の形成や「柔軟な最適化」につながる取組や体制	39
(2)「柔軟な最適化」に向けての市区町村や都道府県の取組.....	40
7. おわりに	41
8. 参考資料.....	42

1. はじめに

(1) 本冊子の作成背景

地域をより良くしていくために、様々な団体が連携・協力して、住民交流や高齢者等生活支援、子ども支援・子育て支援、地域環境整備、地域産業活性化など、様々な活動に取り組む動きが全国で広がっています。

総務省では、このような活動をしている団体を「地域運営組織」と呼んでいます。

平成28年度に初めて調査をした時の形成数は 3,071 団体でした。毎年増加しており、令和6年度には 8,193 団体となっています。

一見、順調なように見えますが、現場では次のような「つぶやき」が聞こえてくることがあります。みなさんの地域ではいかがですか？

図表1 現場から聞こえてくる「つぶやき」



地域運営組織

行政からの声かけがあった。あまり議論のないまま既存の活動・体制をベースに地域運営組織を設立した。段々負担感が大きくなってきた。

自治会等と地域運営組織の役割分担が整理されておらず、活動・体制に重複感がある。

活動のマンネリ化で、参加者が固定化し、人数も減っている。新たに取り組みたい活動のアイデアはあるが、その余力はない。

地域運営組織の活動・体制を見直す時期に来ていると思うが、どのように進めればよいのかわからない。



市区町村の職員

異動により地域運営組織の担当になったが、地域運営組織の意義や支援のポイントがわからない。補助金・交付金の事務処理はできるけど・・・。

地域運営組織の活動は大切だと思うが、支援体制や時間が足りない。

地域運営組織の活力が低下しているが、どう支援したらよいかわからない。

(2)本冊子の作成目的

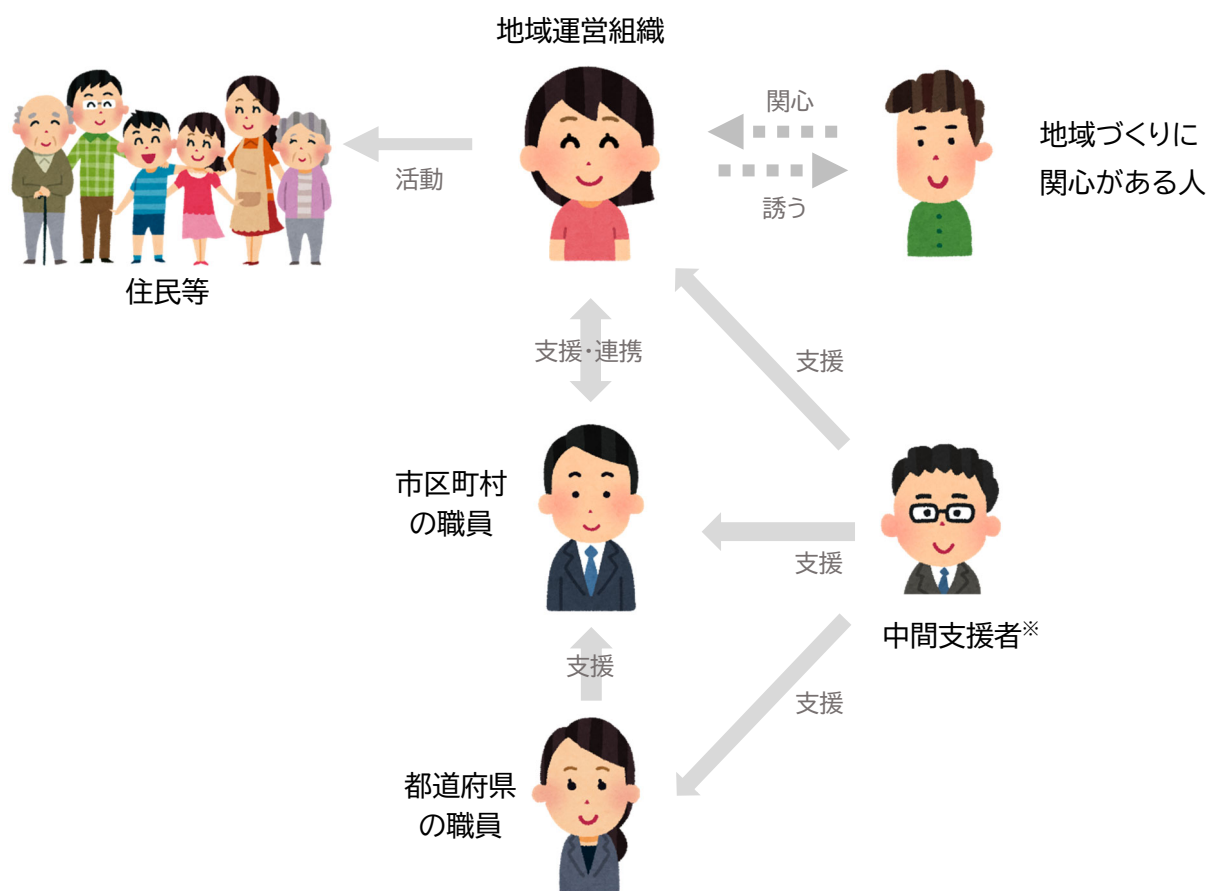
地域運営組織の活動が持続可能なかたちで展開されていくことが大切だと考え、総務省では、有識者による研究会を設置し、地域運営組織や市区町村、都道府県を対象とする実態把握調査や、先進的な地域の取組を把握する実例調査を積み重ねてきました。

こうした研究を通じてたどり着いたキーワードが「柔軟な最適化」です。

「地域の実情に合った地域づくり」を進めていくためには、地域運営組織が設立された後の地域課題や住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映し続けていくことが大切という考え方です。

地域運営組織に関わる皆さんのつづやきに応えるヒントとして、「柔軟な最適化」の考え方や検討方法を紹介するために、この冊子を作成しました。

図表2 この冊子に出てくる人



※「中間支援者」には、個人・団体の双方を含みます。

個人(例) 学識経験者、コンサルタント、行政職員OB、先進的なRMOのリーダー 等
団体(例) 企業、NPO、市民活動の支援団体・施設、大学ゼミ、先進的な RMO 等

(3)本冊子の構成

本冊子は、次の構成としています。

●地域運営組織の概況	… 全国の特徴
●「柔軟な最適化」に取り組もう	… 考え方、取組のヒント
●「柔軟な最適化」に取り組んだ事例紹介	… 事例紹介
●「柔軟な最適化」に向けた取組方法	… 取組方法
●参考資料	… 参考資料や事例団体等

※本冊子は、「地域運営組織向け」と「行政向け」があります。

※取組方法のところでは、例えばどのようなことに取り組めばよいのかをお伝えするために様々な事例を紹介しています。すべてをその通りにする必要はありません。
「取り組みたい」と感じたことから、事例を参考に取組んでみてください。

(4)本冊子の活用方法

本冊子を手にとっていただきありがとうございます。

読まれた後に、次の3つのことをしていただけると嬉しいです。

1. 読んだ時の気持ちを書き留めてみてください。
2. この冊子のことを、周りの人にお知らせください。
3. 周りの人と、読んだ感想を共有してください。

この冊子を「読む会」を開いてみていいでしょう。

簡単ではないとは思いますが、「柔軟な最適化」の考え方がヒントとなり、「地域の実情に合った地域づくり」の一助となれば幸いです。

地域運営組織の形成方法等についてわかりやすくまとめた

「平成28年度 研修用テキスト」や、市区町村と地域の方との話し合いをうまく進めるための「令和元年度「ワークショップ手法」を活用した話し合いのすすめ」とあわせて、ぜひ本冊子をご活用ください。



研究会

感想メモ

2. 地域運営組織の概況

(1) 地域運営組織とは

地域運営組織は、その成り立ちや活動内容、運営方法などが様々です。

実態把握調査に当たって、総務省では、次のように地域運営組織を定義しています。

図表3 実態把握調査の対象としている地域運営組織

地域運営組織（RMO：Region Management Organization）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

（排水路の清掃・廃品回収等の環境美化活動、回覧板による住民相互の連絡などの自治会的活動にとどまらず、次のような共助的活動を行っている組織。）

<活動例>

総合的なもの	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など）等
生活支援関係	コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）、交流事業（子育て、親子、多世代）、相談の場の確保等
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス等
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり、子どもの居場所づくり、登下校時の見守り、子ども食堂、学習支援等
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）、農林水産業等に関する資源管理等
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理等

※以下のような取組を主とする団体は対象外

- ・自治体が直営で実施する事業
- ・民間事業者等が実施する事業を住民が利用する際の利用者負担軽減（敬老パス、医療費助成等）
- ・生活協同組合、農業組合等における店舗経営、配達・移動販売等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに附随する送迎等
- ・一般の経済活動の一環として行われているもの

図表4 活動事例のイメージ



送迎サービス

地域住民の移動を支える送迎サービスを始めた。



特産品の生産・地域住民の活躍の場づくり

地域の特産品であるシシトウの選果場を開設した。地域住民の活躍の場・健康づくりにもつながっている。



子育て支援

地域の交流施設で、保育サービスや子ども食堂、学習支援等を行っている。



高齢者交流サービス

地域の高齢者が集まれるサロンや食事会を、定期的に行っている。

地域運営組織の団体名は、地域により様々となっています。
以下は、200団体以上が該当した名称です。

- | | |
|-------------|------------|
| 〇〇運営協議会 | 〇〇まちづくり協議会 |
| 〇〇コミュニティ協議会 | 〇〇地域づくり協議会 |
| 〇〇自治協議会 | 〇〇自治会 |

うち、最も多いのは「〇〇まちづくり協議会」でした。

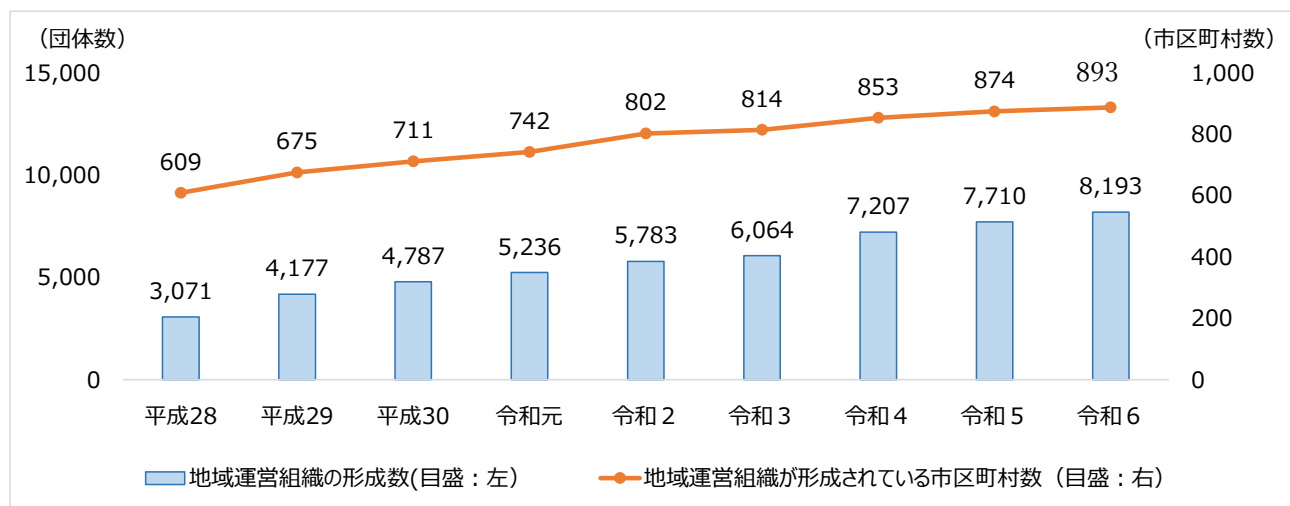


(2)地域運営組織の概況

地域運営組織の形成数は、平成28年度以降毎年増加しており、令和6年度は 8,193 団体となっています。地域運営組織が形成されている市区町村数も同様に増加し、令和6年度は 893自治体となっています。

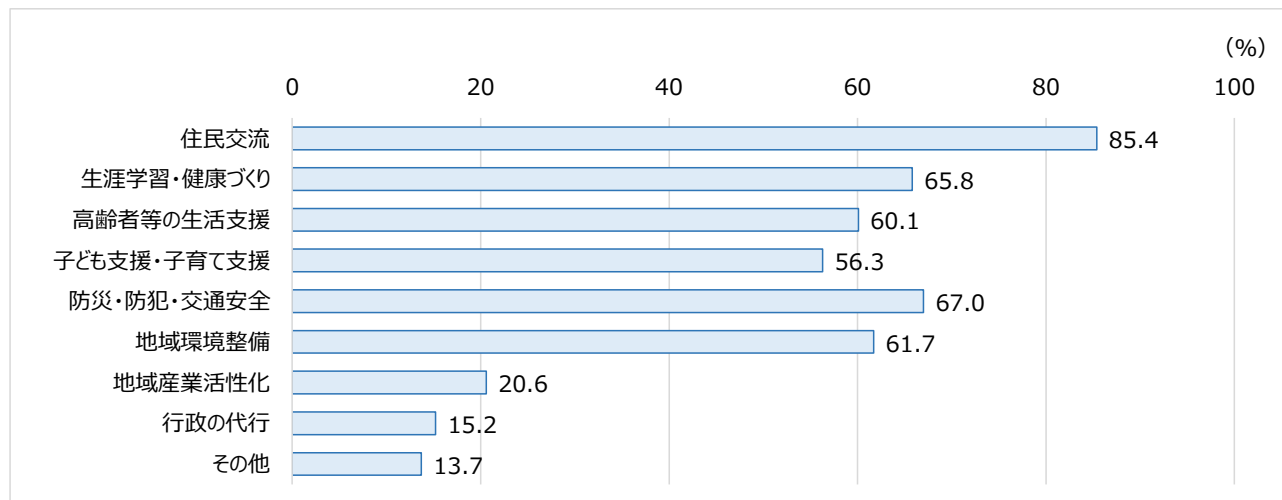
取り組んでいる地域課題の分野は、「住民交流」が最も多く、「防災・防犯・交通安全」、「生涯学習・健康づくり」が続いています。

図表5 地域運営組織の形成数などの推移



(資料)総務省「令和6年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査」

図表6 取り組んでいる地域課題の分野



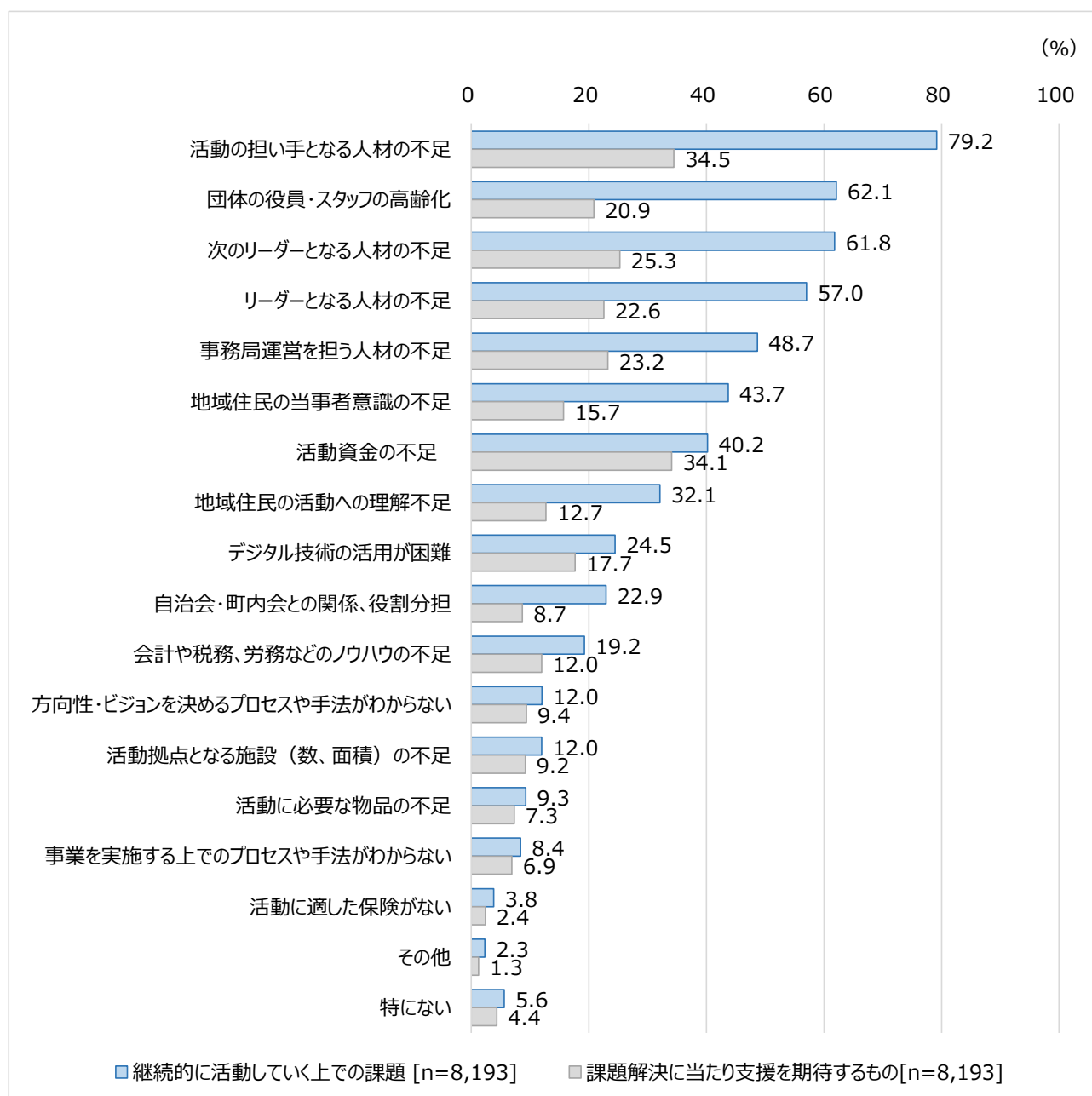
(資料)総務省「令和6年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査」

(3)地域運営組織の課題

地域運営組織が継続的に活動していく上での課題は、「活動の担い手となる人材の不足」、「団体の役員・スタッフの高齢化」、「次のリーダーとなる人材の不足」など人材に関わる課題が多く挙げられています。

また、「活動の担い手となる人材の不足」や「活動資金の不足」に対する支援が期待されています。

図表7 地域運営組織が継続的に活動していく上での課題と期待する支援



(資料)総務省「令和6年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査」

3.「柔軟な最適化」に取り組もう

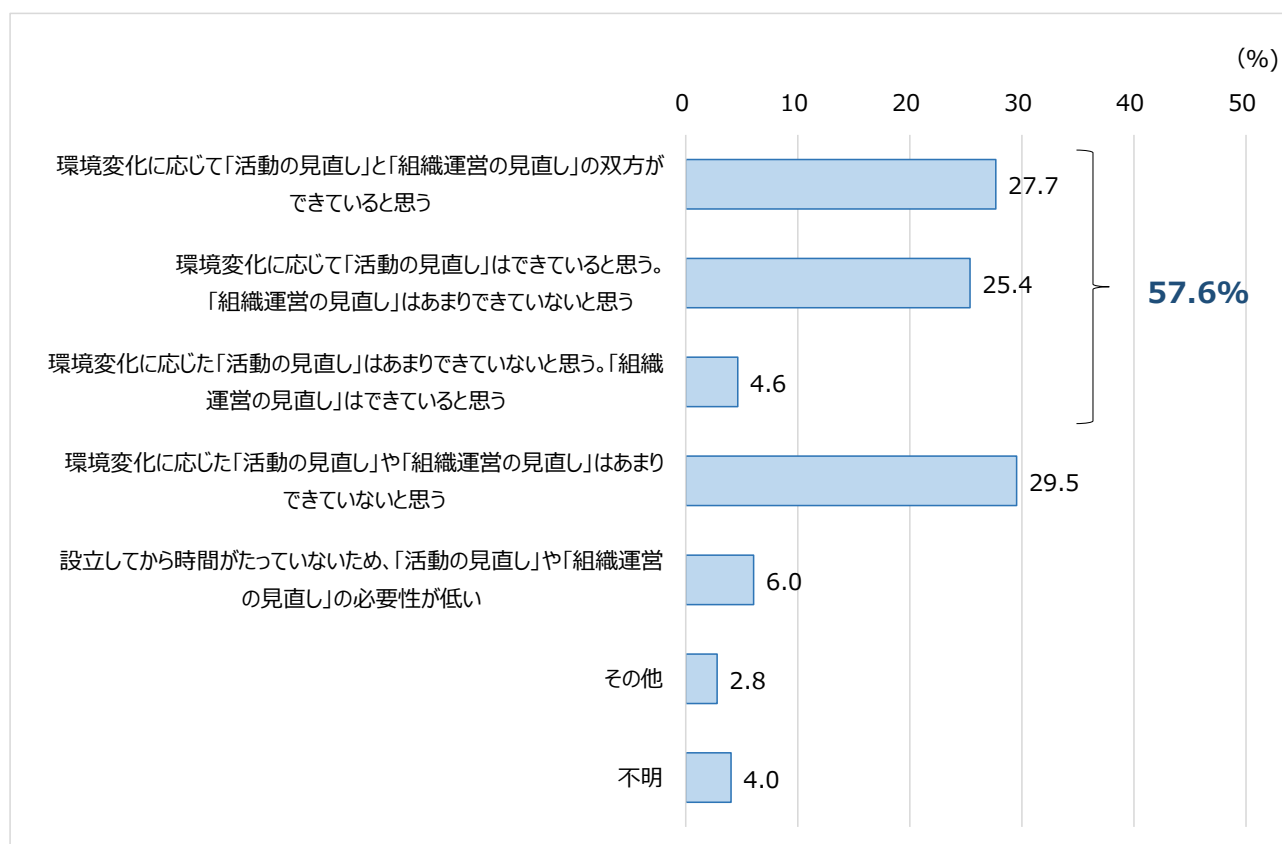
(1)「活動」と「組織運営」の見直しの必要性

環境変化に応じた「活動」と「組織運営」の見直しの状況を尋ねたところ、57.6%が何らかの見直しをしていることが分かりました。一方、「活動」と「組織運営」の双方を見直しているのは27.7%にとどまっています。

地域運営組織の形成から時間が経過すると、地域課題や住民ニーズが変化していくことがあります。また、活動の担い手においても、健康や家庭の状況変化等により、これまでどおりの関わり方ができなくなってくる場合もあります。

地域課題や住民ニーズが変化しているのに、「活動」や「組織運営」の見直しがされないまま継続されると、やがて活動が形骸化したり、担い手の負担感の高まりが増していくこともあるでしょう。そうすると、重要性は認識しながらも、地域運営組織の活動に新たに参加することを躊躇する人が出てくるかもしれません。

図表8 環境変化に応じた「活動」と「組織運営」の見直しの状況



(資料)総務省「令和6年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査」

(2)「柔軟な最適化」のススメ

「地域の実情に合った地域づくり」を継続していくためには、地域運営組織が設立された後の地域課題や住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映し続けていくことが大切となっています。

このことをお伝えするためにたどりついたキーワードが「**柔軟な最適化**」です。

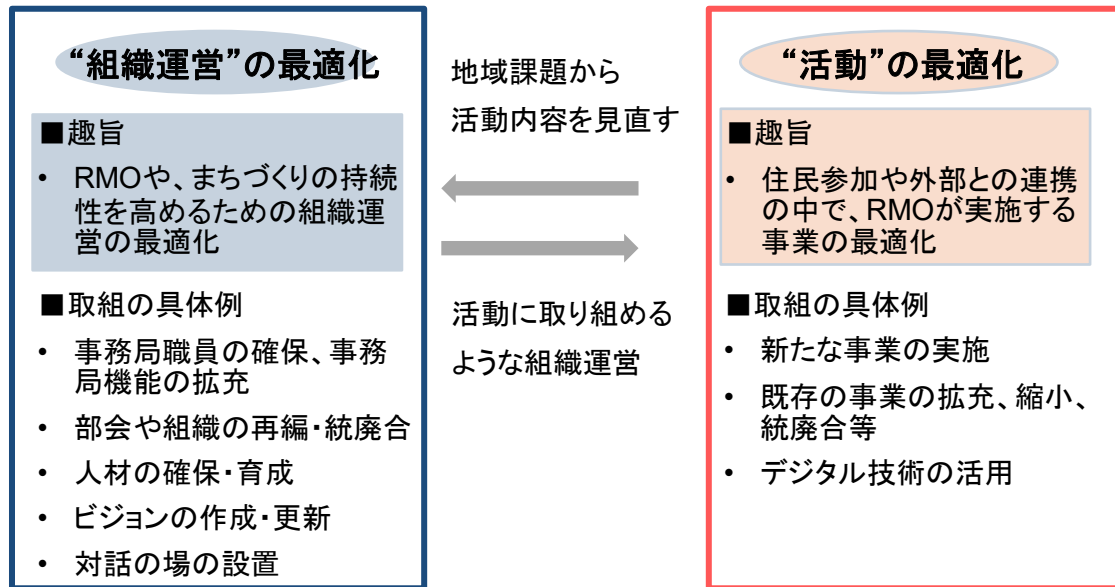
「**柔軟**」という言葉には、「増やすこと」「維持すること」に過度にこだわらず、「減らすこと」「変えていくこと」も選択肢としてもっていただきたいとの想いを込めています。「先輩から受け継いだ活動をやめるわけにはいかない」という声を聞きます。でも、そのことで、現在の世代が疲弊しては元も子もありません。先輩の想いを受け継ぎながら、活動や運営方法を見直していただければと思います。

「**最適化**」という言葉には、地域課題や住民ニーズなどの変化を察知し、活動や組織運営に反映し続けて欲しいとの想いを込めています。

図表9 「柔軟な最適化」のイメージ

活動の見直し	新たなニーズに対応した新規活動の実施 (例)公共交通の利便性の低下 → 移動支援 ニーズの変化・縮小や体制の縮小に応じた活動の統合・縮小・廃止 (例)複数の活動の統合 世代別でのイベント → 多世代イベント(こども＋高齢者) 分野別でのイベント → 複合イベント(防災訓練×運動会)
組織運営の見直し	地域課題の変化に対応するための活動を続けるための工夫・改善 (例)動きやすい体制づくり (充て職の廃止、部会制の導入、部会の統合・廃止など) 新たな資源の確保(ボランティアの確保、資金集めなど) 新たな資源の確保(ボランティアの確保、資金集めなど) 新たな外部団体との連携、中間支援者による支援の活用 運営でのデジタル技術の活用

図表 10 「柔軟な最適化」を通じた“活動”と“組織運営”の見直し



多様な活動の展開

分野	活動例	
住民交流	祭り・運動会・音楽会などのイベント 交流事業	多文化共生
生涯学習・健康づくり	生涯学習 文化・スポーツ	健康づくり・介護予防
高齢者等の生活支援	コミュニティバス・デマンドタクシーの運行 送迎サービス 高齢世帯等の雪かき・雪下ろし 家事支援 弁当配達・給配食サービス	買い物支援(配達、地域商店の運営など) 農業と福祉を組み合わせた活動 声かけ、見守りサービス 高齢者交流サービス
子ども支援、子育て支援	子どもの学習支援、放課後児童クラブ 子ども食堂の運営、フードドライブ 青少年の健全育成	食育、非行防止など 保育サービス・一時預かり 子育て中の保護者が集まる場の提供
安全・安心	防災活動 防犯活動	交通安全
地域環境整備	地域の美化・清掃・草刈り 除雪	緑化、花壇づくり、ビオトープ、生態系の保全 農村景観の保全、空き家などの維持・管理
地域産業活性化	農業(農作業の受託を含む) 農地の利活用 農業用水路等の草刈りや泥上げ、農道等補修	有害鳥獣対策 観光 特産品の加工・販売
行政の代行	市区町村役場の窓口代行	公的施設の維持管理(指定管理など)
その他	地域の調査・研究・学習 郷土文化・文化財の継承 集会施設の維持管理 地域の諸団体の事務や活動の補助	広報誌の作成・発行 相談の場の確保 移住支援

地域運営組織は成り立ちや活動、体制は様々であり、何か1つの決まった理想形（ゴール）があるわけではありません。地域運営組織それぞれが、環境の変化に応じて、何かを足したり何かを引いたりしながら、その時々に応じて、みんなが大切だと感じられることに力を注いでいただければと思います。



(3)「柔軟な最適化」の進め方

「柔軟な最適化」という視点から、全国の事例をみていくなかで、地域をあげて取り組まれている地域がありました。その取り組みを参考として、市区町村において「柔軟な最適化」を進めていくための手順を整理しました。

最初の【ステップ1】「総括」(現状の検証と振り返り)をしっかりと行うことが最も重要です。これができれば、最終ゴールの7割地点まで前進したといえるでしょう。「地域運営組織は何のためにあるのか」、将来を見据えた時に「このままでよいのか」といったことについて地域運営組織と市区町村が共通認識をもち、「変わらなければならない」との認識に到達することを最初に目指します。

この認識に到達することができれば、次に目指すことは、「柔軟な最適化」に取り組む地域運営組織のモデルを1～2つ作ることです。同じ市区町村内で事例ができることで、他の地域での取組意欲を高めていきます。

都道府県においては、市区町村からの相談への助言や、市区町村の取り組みをサポートできる中間支援者の紹介をお願いします。

図表 11 「柔軟な最適化」に向けた取組の進め方

ステップ	概要
【ステップ1】 “活動”や“組織運営”の 振り返り	「地域運営組織は何のためにあるのか」、将来を見据えた時に「このままでよいのか」といったことについて、地域運営組織と市区町村との協働により総括し、今後の方向性を明確化します。
【ステップ2】 「柔軟な最適化」の意義 や方法の共有	ステップ1で描いた方向性を地域運営組織と共有し、柔軟な最適化に取り組む気運を高めます。
【ステップ3】 「柔軟な最適化」の実例 (モデル)の形成	ステップ1で描いた方向性に沿って、柔軟な最適化に取り組む地域運営組織を募り、柔軟な最適化に向けた具体的な検討をモデル的に個別支援します。
【ステップ4】 「柔軟な最適化」の横 展開	ステップ3で取り組んだ実例(モデル)を、他地域に横展開するため、地域運営組織が学び、交流・ネットワークする場を設けます。
【ステップ5】 「柔軟な最適化」の促進 に向けた取組の総括	ステップ1で描いた方向性を原点として、その後の地域運営組織の活動・運営の見直し状況やステップ2～4での取り組みについて、地域運営組織と市区町村との協働により総括します。

(注)p24 以降に具体的な進め方を示しています。ステップ5まで進めば、ステップ1に戻ります。

(4)「柔軟な最適化」に向けてのヒント(大切な考え方をまとめる)

「柔軟な最適化」と同様の考え方で、活動や組織運営の見直しに取り組んでいる地域運営組織においては、「地域の実情に合った地域づくり」を進めていく上で大切にしたい考え方などを共有しています。みなさんの地域でも話し合ってみてください。

●大切な考え方(例)

主体性	みんなが「やりたい」「やってよかった」と思えるように
対話	みんなのつづやきを起点に。ざっくばらんに話せる場をつくろう
分担	できる人が・できるときに・できることを
仲間	人手が足りない時は、誘ってみよう
挑戦	アイデアを実行してみよう。上手くいかなかったら見直そう
振り返り	活動を振り返り、成果や課題を次の機会につなげよう

図表 12 地域運営組織が共有し、大切にしていること

目指す地域の将来像(佐用町)	
地域づくりの目指す目標像：誰もが安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域	
▲	
地域づくり協議会の役割	行政の役割
身近な暮らしを守る（自治会の補完機能の構築）	地域活動の支援
地域の課題を解決する（地域課題の解決）	情報提供の実施
地域の魅力を発見する（地域資源の発掘・活用）	行政の構造改革
いろんな人が参加する（多様な主体の参画）	行財政改革

(資料)佐用町「佐用町地域づくり協議会 あり方再構築の方針」

みんな活から見えてきた！ 押さえておきたい 5 つのポイント(佐用町)
一. 新しい人や若い人を巻き込めているか 積極的にメンバーを募り、少しずつでも若い人に任せてみよう！ 二. やってよかったと思える工夫がされているか ゴール到達以上に達成までの過程を楽しめる工夫をしよう！ 三. 引っ張っていく人に変化がみられるか リーダーは正しい知識や情報を常に更新していこう！ 四. 現状の課題(組織)を認識し、解決しようとしているか イベントや事業は目的を達成する手段。何のためにやるのかを再確認しよう！ 五. 複数人でやろうとしているか 負担が特定の人に偏らないように、役割分担を意識しよう！

(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんな活事例集～」

コミ協として活動する意義(新潟市)
○住民自身で地域の課題を協力し合って解決し、地域づくりを進めることができる。 ○自治会や町内会単独で対応するには難しいことや、広域的に取り組んだほうが効率的・効果的に取り組み、自治会・町内会のサポートができる。 ○多様な人材や団体が持つさまざまな情報や知見を活用することができる。地域課題の解決や住民ニーズに応えることで、住民に喜ばれる活動ができる。 ○地域内の情報が集まっていることで、行政をはじめとする多様な団体と協働しやすい。 →市の協働のパートナー ○収益事業が実施でき、活動を発展・持続させる可能性が高まる。

(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

人材育成・活動継続がうまくいくポイント(新潟市)		
・やることがわかりやすくなっている	・否定されない	・得意が生かせる
・押しつけられない	・受け入れられる	・任せられる
・助けがある	・認められる	・やりたいことができる
・負担がない	・ほめられる	

(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

多様な主体との役割分担や協働のポイント(新潟市)
○顔の見える関係づくりとコミュニケーション →お互いを理解し合い、取り組みを円滑に進めるための基本 ○相互理解 →相手の考え方ややり方を尊重しながら、自分たちのことも理解してもらい調整する ○「誰でもできるように、任務と作業の「見える化」と「共有」 →助け合い、円滑な運営、引き継ぎにも役立つ ○目的(理念)、目標、方針の共有 →理解できると自分から行動を起こしやすくなる ○各自の経験や専門性、得意を生かす Win-Win(お互いにプラス)の役割分担 →効果が高まり、継続しやすい。「関わる人」や「できること」が増える ○ゆるやかにつながる関係性を大切に →できる部分だけ関わるのも OK。分担しながら気軽な参加や協力を促す

(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

(5)「柔軟な最適化」に向けてのヒント(組織運営を工夫する)

環境変化に応じた「活動」と「組織運営」の見直しに取り組んでいる地域運営組織では、取り組んでいない団体に比べて、次のことに取り組んでいる割合がやや多くなっています。

図表 13 「活動」と「組織運営」の見直しに取り組んでいる地域運営組織の特徴

	見直しをしている団体の特徴	想定される効果
計画	○地域づくりのビジョン・計画 ・中長期的な地域づくりのビジョン・計画を作成・更新している。 ・作成過程では、ワークショップ、アンケートなど多様な手段で多様な属性の声を把握している。	「活動」と「組織運営」の見直しを含めて、地域運営組織が取り組むことの概要と体制、スケジュールを検討・整理することで、活動が実行されやすくなる。
体制づくり	○部会の設置、部会の増減 ・分野別の部会を設置している。 ・部会の数が設立時から増減している。	部会の設置により、関連団体や関心を持つ個人が参加したチームができ、アイデアが実行されやすくなる。部会長が次のリーダー候補となることもある。
	○事務局の設置 ・役員とは別に事務局スタッフを有給で雇用している。	資料作成や会議運営、広報などの実務を担うスタッフがいることで、組織運営が計画的に進みやすくなる。行政や中間支援者とも連携しやすくなる。
人材の育成・確保	○人材育成 ・外部研修会の参加や、自主勉強会の開催などの人材育成に取り組んでいる。	他地域の情報等に接することで、活動や運営の見直し・改善につながる。また、相談先となるネットワークが広がり、ノウハウ等を教えてもらうことで、活動や改善が実行されやすくなる。
	○人材確保 ・臨時ボランティアの募集、外部人材(集落支援員、地域おこし協力隊等)の活用など、人材確保に取り組んでいる。	人手の確保に取り組むことで、一人当たりの負担が減る。また、多様な経験・スキル・ネットワークを持つ人が関わることで活動が実行されやすくなる。
活動拠点	○活動拠点 ・多くの住民が訪れる公共施設等に拠点を置いている。	多くの住民が訪れる場所に拠点があることで、住民と事務局スタッフの対話が増える。活動を周知したり、事業への協力が求めやすくなる。

	見直しをしている団体の特徴	想定される効果
運営	○自主事業による財源確保 ・自主事業の実施による財源の確保に取り組んでいる	様々なアイデアが出され、多様な人材が関わることで、収益事業等へのチャレンジがしやすくなる。
	○デジタル技術の活用 ・団体情報の発信などにおいてデジタル技術を活用している。	検索で情報を得る時代において、ネットから情報を得られることで組織や活動が認知されやすくなる。また、活動への協力も求めやすくなる。
	○中間支援者による支援の活用 ・中間支援者による助言・支援を受けている。	地域運営組織の活動や運営についての知見を有する中間支援者の助言・協力を得ることで、外部の財源(補助金・助成金当)を得たり、ネットワークが広がるなど、経営資源の充実にもつながる。
評価・改善	○振り返り機会の確保 ・スタッフ間で振り返りの対話をする場を設けたり、次年度事業の検討の時にアイデアを出し合っている。	振り返りを行うことで、より効果があり、効率的に取り組むことのヒントが得られる。提案したアイデア等が活かされると、活動に参加するモチベーションが向上する。

図表 14 集落支援員の活用について(参考)

- ・集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受けた人のことで、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施しています。
- ・専任集落支援員は毎年増加しており、令和 5 年度は 2,214 名となっています。
- ・令和 6 年 11 月に総務省が実施した「専任集落支援員に対するアンケート調査」では、回答者の 3 割が地域運営組織の事務局となるなど、地域コミュニティ組織を支える重要な人物として活躍していることがわかりました。
- ・集落支援員の委嘱方法は、「会計年度任用職員として任用したうえで委嘱」が最も多くなっていますが、団体・法人に委託して委嘱しているケースもあります。

→事務局スタッフの確保にあたって、集落支援員を活用していくことが考えられます。
関心があれば、活用をご検討ください。

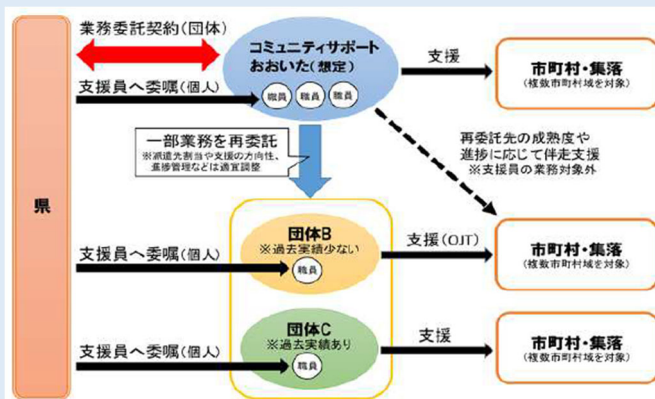
【集落支援員制度を活用した事務局人材の確保事例(甲賀市)】

- ・甲賀市市民参画・協働推進検討委員会における市への提言を受けて、令和 6 年度から集落支援員制度を活用して「地域支援員」として地域運営組織が雇用。
- ・元市議会議員、主婦、民間企業勤務、元自治会長などの人材が市内の 23 組織のうち 21 組織で活躍しています。

図表 15 都道府県過疎地域等政策支援員の活用について(参考)

【ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業(専門家派遣)(大分県)】

- ・県内自治体における地域コミュニティ組織(地域運営組織)の推進方針の策定、集落における合意形成などを通じて、ネットワーク・コミュニティの更なる構築を推進する。
- ・中間支援組織(ネットワーク・コミュニティ推進員)を集落や市町村に対して専門家として派遣。令和 4 年度からは、過疎地域等政策支援員制度の活用により、支援体制を拡充。



※過疎地域等政策支援員制度(総務省)

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じるもの。

対象経費: 支援員の活用に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

財政措置: 対象経費の上限額年間 560 万円/人
措置率 0.5

(資料)大分県提供資料

4.「柔軟な最適化」に取り組んだ事例紹介

(1)白石市

白石市は、宮城県の南端に位置する人口約3万2千人の市です。(令和2年国勢調査)

平成16年に、地区公民館の指定管理者制度導入の受け皿となることを期待して、市内の8地区に公民館組織を母体とした「まちづくり協議会」が設立されました。

設立後、地区公民館の指定管理者として地域の諸行事や定型的な管理運営業務を中心として取り組まれてきましたが、人口が大きく減少した一部の地域で小学校の統廃合をきっかけに、持続可能な地域づくりに対する危機感が高まり、市等が開催した勉強会で足掛かりをつかみ、地域を対象にした住民主体の地域づくりをテーマにしたセミナーを開催しました。

「住民主体の地域づくり」に先行的に取り組む“活動”や“体制”を見直したまちづくり協議会の活動や計画が刺激となって、他の地域にも波及し、市内の全地域で地区計画の策定に向けた動きにつながっています。

●地域運営組織の概要

位置づけ	—
名称	〇〇地区まちづくり協議会
設立	平成16年度
地域単位	旧小学校区単位（全市域で設立済み）
団体数	8

●地域運営組織の活動概要

活動		・地区公民館の指定管理委託 ・総合計画のまちづくり宣言の実現 ・第2層生活支援体制整備事業 ・放課後児童クラブ運営 ・放課後子供教室運営 など
運営	計画	「地区計画」を策定
	体制	まちづくり協議会ごとに、会長、館長、事務長、臨時職員(各1人)を基本とする
	拠点	地区公民館
	財源	まちづくり交付金(“人と地域が輝く未来共創交付金”へ移行中)

●行政による支援

体制	・担当職員(生涯学習課、まちづくり推進課)が定期的に巡回し支援 ・必要に応じて市が適切な中間支援者をマッチング
----	--

●「柔軟な最適化」に向けた取組

	概要
活動・組織運営 の振り返り	■「白石笑顔未来塾」の開催(平成29年) 中間支援者(川北秀人氏(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表者)を講師として招聘し、持続可能な地域と地域づくりのヒントを学ぶセミナーを開催 その後、斎川地区で中間支援者(斎藤主税氏(NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター事務局長)を講師として招聘した「笑顔未来塾」を開催し、住民主体の地域づくりに取り組む契機となった
意義や方法の 共有	■第5次総合計画 総合計画への、まちづくり宣言の掲載 ■第6次総合計画 重点施策の一環として協働の施策の位置づけ、地区計画の策定推進の位置づけ まちづくり宣言の実現や、地区計画の策定・実現支援、中心部のまちづくり協議会の設立支援の位置づけ
実例(モデル) の形成	■地区計画策定支援交付金制度の創設(令和3年度～) 地区計画を策定するための交付金制度
横展開	■定期的な勉強会の開催 どこの地区も学べるような場を必要に応じて設けている まちづくり協議会で部会等の体制について悩みが生じた際、勉強会を開催したり、定期的に話し合い場を設けたりといった対策を講じている

[参考資料]

第六次白石市総合計画	斎川公民館	
		

●「柔軟な最適化」に取り組んだ地域運営組織の事例

名称	斎川地区まちづくり協議会
取組背景	・白石市内でも、特に人口減少・高齢化が進行しており、コミュニティ拠点の小学校が統廃合されるなど、住民に不安が広がっていた。 ・協議会は指定管理者として、公民館の管理運営業務を中心に取り組んでいた。
最適化の検討	■「笑顔未来塾」を開催 中間支援者(斎藤主税氏(都岐沙羅パートナーズセンター事務局長))を講師として、地域づくりのヒントを見つけることができる勉強会を開催した。 ■専門家(中間支援者)の招聘 全住民を対象としたアンケートを実施し、住民の不安やニーズを把握した“若者会議”、“中堅世代会議”などを通じて行事、会議、組織の棚卸をした
検討成果	■“活動”や“組織”の見直し 議論の結果を踏まえて、組織の役職を統合した 別々に実施していた行事をまとめて行うなど、行事の掛け合せや廃止に取り組んだ ■地域課題の解決に向けた事業への取組 高齢者の足の問題解決に向けた移送支援の社会実験の実施 買い物弱者対策の取組の実施等に取り組んだ

(2)佐用町

佐用町は、兵庫県西部の山間部にある人口約1万5千人の町です。

平成17年の4町合併時に、住民と行政がそれぞれの立場や役割を明確にしながら、協力し合い、よりよい地域づくりを実践する「協働のまちづくり」の実践が掲げられ、平成18年度に「地域づくり協議会」が設立されました。

発足後10年がたち、様々な成果がある一方で課題も明らかになってきたことから、住民と行政との協働により、「あり方再構築の方針」を令和元年に策定しました。その方向性に沿って、すべての「地域づくり協議会」が、地域づくりアドバイザーの支援を受けながら、地域の特性や現状に応じて、組織体制や活動の見直し、多様な人がかかわる仕組みの構築、事務局体制の整備などを検討するプロジェクト(愛称:みん活)に取り組みしました。

●地域運営組織の概要

位置づけ	佐用町まちづくり基本条例
名称	〇〇地域づくり協議会
設立	平成18年度
地域単位	旧小学校区単位（全町域で設立済み）
団体数	13

●地域運営組織の活動概要

活動		・生涯学習、スポーツ事業(人権学習、歩こう会、運動会など) ・地域福祉事業(ふれあい喫茶、見守り事業など) ・防災防犯事業(防災訓練、防災マップ作り、交通安全啓発など) ・環境学習事業(清掃活動、廃油回収、ホタル交流活動など) ・地域学習、伝統文化継承事業(歴史勉強会、盆踊りなど)
運営	計画	「地域まちづくり計画」を策定
	体制	協議会ごとにセンター長を設置
	拠点	地域内の施設を「地域づくりセンター」として町が整備
	財源	佐用町地域自治包括交付金

●行政による支援

体制	・担当職員(支所等)と社会福祉協議会などがチームで伴走支援 ・中間支援者として県派遣アドバイザーから支援を受けている
----	---

●「柔軟な最適化」に向けた取組

	概要
活動・組織運営 の振り返り	■「地域のこれからを語る会」の開催(平成30年度) 中間支援者(作野広和氏(島根大学教授、佐用町地域づくりアドバイザー))の協力を得て、全ての地域づくり協議会で開催し、悩みや課題、行政への要望などを把握 ■地域づくり協議会「あり方再構築の方針」を策定(令和元年度) 「あり方検討委員会」(住民代表、有識者、役場代表)を設置し、地域づくり協議会のあり方を協議・検討
意義や方法の 共有	■みんな活の周知(令和元年度) みんな活(みんなの地域づくり協議会 活力向上プロジェクト)を開始することを周知 みんな活ロゴマーク
実例(モデル) の形成	■みんな活の取組み(令和元年～4年度) 全ての「地域づくり協議会」が、地域づくりアドバイザーの支援を受けながら、地域の特性や現状にに応じて、組織体制や活動の見直し、多様な人がかかわる仕組みの構築、事務局体制の整備などを検討
横展開	■「みんな活フォーラム」 事例を学び合うフォーラムを毎年開催 令和5・6年度は分科会形式とし、参加者が聞きたいテーマを選択し、話し合いながら学べる機会とした。 さようみんな活フォーラム 2024
取組の総括	■みんな活の検証(令和6年度) みんな活の検証作業に取り組んでいる。

[参考資料]

佐用町ホームページ	佐用町地域づくり協議会 あり方再構築の方針	さようく (コミュニティ活動の紹介)

●「柔軟な最適化」に取り組んだ地域運営組織の事例

名称	長谷地域づくり協議会
取組背景	・自治会長やセンター長に役割などが集中し、大きな負担となっていた。 ・地域の福祉に将来的な不安を持っている人が多く見られた。
最適化の検討	■長谷おしゃべりサロン 地域の福祉について話し合う場を設けた。 ■地域福祉についてのアンケート 全住民を対象としたアンケートを実施し、できそうな福祉の内容を検討した。
検討成果	■慣例的な「充て職」を改め組織再編 各部の部長、副部長を、自治会長以外の委員から選出した。 ■「長谷助け合い隊」の設立 地域福祉アンケートの結果より、困りごとのある長谷地域住民を、同じ長谷地域住民が助ける組織として「長谷助け合い隊」を設立した。

●行政による取組の見直し改善

	見直し前	見直し後
センター長の確保	非常勤特別職として町が報酬を支払っていた。組織体制充実の観点からセンター長の身分や事務局のあり方を再検討した。	センター長報酬を包括交付金に上乗せして交付し、地域づくり協議会での雇用・報酬支払いに変更した。
センター長会議	行政からの事務連絡が中心で、意見交換が行われにくかった。協議会同士が学べる場が欲しいとの意見があった。	全体会(偶数月)をモチベーションアップ研修会とし、地域相互が学ぶ機会とした。
みんなのフォーラム	地域づくり協議会が事例を発表する場として開催していた。	分科会形式に変更し、参加者が聞きたいテーマを選択し、話し合いながら学べる機会にした。
行政の支援体制	本庁や支所の職員が支援していた。一方で、第三者でもある中間支援的機能のかかわりが乏しかった。	行政職員と社会福祉協議会などのチームによる支援体制とした。アドバイザーによるスーパーバイズ体制へと移行中である。

●中間支援者の活用

	概要
アドバイザーによる支援	・県派遣のアドバイザーが、地域づくり協議会の「みんなの」プロジェクトの取組を伴走支援した。アドバイザー会議を定期的に行い、状況を共有しながら支援にあたった。 ・地域支援者(行政職員等)を育成する職員研修等などの講師も務めた。 ・今後、本庁とともに、チームによる支援体制をスーパーバイズする役割を担う方向性で取組中である。

5.「柔軟な最適化」に向けた取組方法

ここでは、11 ページに示した5つのステップについて、取組方法を示します。

【ステップ1】“活動”や“組織運営”の振り返り

「地域運営組織は何のためにあるのか」、将来を見据えた時に「このままでよいのか」といったことについて、地域運営組織と市区町村との協働により総括し、今後の方向性を明確化します。

●“活動”や“組織運営”の振り返りの事例

地域と行政の今後のあり方報告書(雲南市)

雲南市では、平成16年の雲南市発足をきっかけとして平成19年9月末までに市内全域で地域自主組織が発足した。その後、10年間に試行錯誤を繰り返しながら、多種多様な活動が展開された。また、地域自主組織に対する支援制度について段階的に進化が図られた。

世代交代が進む中、急速な人口減・少子高齢化社会に対応するため、地域自主組織と行政職員とでプロジェクトチームを設置し、自治会アンケートを実施するなどして、19の論点を設定し、今後10年を見据えた持続可能なまちづくり、地域づくりの方策を検討した。

[論点]

地域	①人材の育成・確保 ②組織内での情報共有・意思疎通 ③地域内での情報共有・意思疎通 ④参加者減・負担感増 ⑤会長の役員兼務による負担増 ⑥事務局の処遇確保 ⑦自主財源の確保 ⑧未加入自治会対策 ⑨自治会と自主組織との関係 ⑩事業の多さ
行政	⑪地域支援のあり方 ⑫地域支援の専門性と横断性の両立 ⑬地域差への対応 ⑭市職員の地域参画
地域と行政	⑮自治会・自主組織・行政の関係 ⑯地域と行政の情報共有・協議・頻度 ⑰連絡協と各組織の情報伝達・共有 ⑱苦情処理機関 ⑲監査のあり方

(資料)雲南市「地域と行政の今後のあり方報告書」

佐用町地域づくり協議会 あり方再構築の方針(佐用町)

佐用町では、4町合併を契機として、概ね旧小学校区単位の13自治区に地域づくり協議会が設立された。設立して13年が経過し、事業を進めていく中で、地域づくり協議会ごとの個性も生まれ、自分たちの地域にあった協議会の運営が展開された。行政においても担当職員の配置や包括交付金制度の創設などの支援を行ってきた。

一方で、地域においては、役員構成や組織・運営の硬直化、また事業のマンネリ化や参加者の固定化、地域リーダーの後継者不足と人材育成の難しさ、多様な主体の参画の欠如など様々な課題が生じてきた。

そこで、地域づくり協議会について、地域・行政の双方がこの13年を振り返り、必要な部分は見直していくことで、今後も継続していける組織を目指すため、『佐用町地域づくり協議会のあり方再構築の方針』を策定した。

策定過程では、中間支援者(作野広和氏(島根大学教授、佐用町地域づくりアドバイザー))の協力を得て、平成30年8月～9月にかけて、全ての地域づくり協議会と実施した意見交換会(地域のこれからを語る会)で次のような課題が把握された。

これらの意見をもとに、改めて「目指す地域の将来像」や「地域づくり協議会の役割」、「行政の役割」を明確化するとともに、地域づくり協議会の充実への方策や行政の主体的な取り組み、今後のスケジュールと展開をとりまとめた。

この成果は、みん活(みんなの地域づくり協議会 活力向上プロジェクト)として展開された。

[地域づくり協議会の課題]

項目	現状・課題の内容
意義や役割の認識	・何をする組織か理解されていない
自治会との関係性	・自治会活動が困難になってきた ・自治会活動だけで大変だ、忙しい
組織・役員などの体制	・充て職により任期が短く、動けない ・自治会長頼みの役員体制である
事業・活動内容	・イベント屋になってしまっている ・事業や活動内容がマンネリ化している ・課題解決事業などに取り組むべきではないか
住民の参画意識	・事業や活動の参加者が少ない、減少している ・若者や子どもなどの参加が少ない
人材育成	・センター長などの後継者がいない ・若者が忙しくて、役を頼めない
地域まちづくり計画の実践	・計画どおりに活動ができていない(実践しているかの検証もできていない)
他地域・他団体との連携	・他の地域が何をしているのかが分からない ・地域内のいろんな団体との調整が難しい
行政との関係	・もっと役場職員に地域にかかわってほしい

事業活動の振り返り・見直しへの取り組み(特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク)

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワークにおいては、地域を持続的に持続させていくために必要な条件として①経営の視点と知識、②ビジョンと住民の参加、③財源の確保及び④対等の協働実践の4つをあげている。また、地域経営の柱として①住民参加、②住民の主体性・自立(自律)性、③経営管理とビジネス及び④対等なパートナーシップコミュニティを掲げて、幅広い活動を展開している。

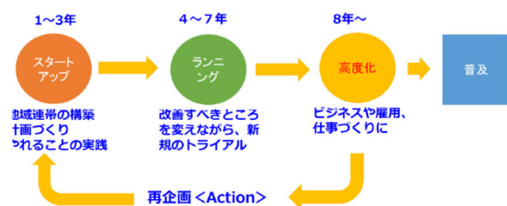
事業評価については、毎年9、3月に実施事業につき実績及び成果、改善を要する点などを記載、あらかじめ定めた評価項目に沿って5段階評価による評価を行い、事業に対する見直しや改善を行っていく仕組みを作っている。

また、中長期計画、単年度計画、個別事業計画についても、多様な主体の参加による「決めない会議」を経ながら、住民自らの意見を反映して立案、実践し、定期的に事業の進捗状況及び成果を確認し、改善すべき点を検討、事業の効率化を図っていくこととしている。

事業評価診断表の例
(2016年9月の例/実際のものは若干異なります)

事業名 よしじまっ子見守り隊

事業評価	評価項目 (5段階評価、5=1点)	点数
【対象者】見守り隊員 【参加人数】11人 【成果】 ・見守り隊対面式を開催し、児童と見守り隊との交流が深められた。 ・学校安全パトロール研修会を対面式に併せて行うことにより、地域に溶け込む機会が増え、他地域と学校が再認識することができた。 【課題】 ・活動する隊員が固定化されている。 【改善を要する点】 ・地域と学校が情報を共有し、見守り活動に反映させていく。	① 住民の見守り隊に対する理解があり、隊員として積極的に参加している。 ② 事件、事故の際の隊員と学校、きらりと連絡体制が整備されている。 ③ 隊員の見守りに対する研修会が行われている。 ④ 隊員を顔の見えるシステムで繋いでいる。 ⑤ 児童と見守り隊との交流が図られている。 ⑥ 備品台帳があり、定期的に管理されている。 ⑦ 地域の危険箇所や要注意箇所が住民に周知されている。 ⑧ 隊員の安全確保について整備されている。(ボランティア保険等) ⑨ ⑩	4 2 4 5 5 2 4 5 -
合 計		31/40



(資料)東北活性化研究センター「地域コミュニティ経営ガイド～NPO 法人「きらりよしじまネットワーク」の設立と運営～」
(H18.12)、地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 第9 回会議資料(H28.11.29)

中間支援者と連携した振り返り(みんなの集落研究所)

■地域運営組織に対する振り返りの支援

岡山県に所在する中間支援者の“みんなの集落研究所”は、形成後の地域運営組織の“活動”や“体制”の見直しに対する支援を実施。地域での話し合いの場づくりや組織の見直し・再編にあたって、地域住民に対する全員アンケートをツールとして活用している。“活動”や“体制”に対するニーズの把握だけではなく、振り返りや住民の意識の変革を図るうえで有効である。

地域での話し合いの場づくり、組織の見直し・再編、アンケート調査、ヒアリング調査、事業家の支援



■行政に対する振り返りの支援

行政への支援に際しては、地域運営組織の活動状況の水準や支援する上での課題を把握するためのチェックシートを活用している。チェックシートによる把握結果に基づき、地域運営組織に対する支援策を行政の担当者と議論し、支援の方向性を検討する。

(資料)令和5年度調査報告書に基づき作成

【ステップ2】「柔軟な最適化」の意義や方法の共有

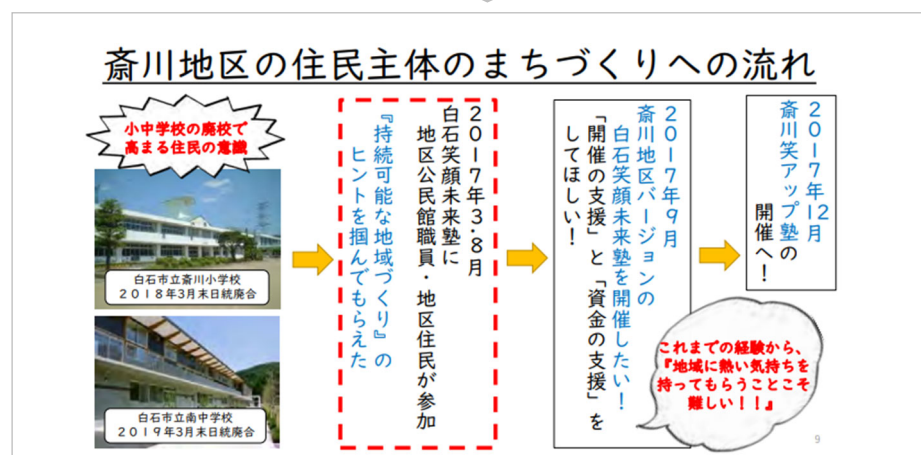
ステップ1で描いた方向性を地域運営組織と共有し、柔軟な最適化に取り組む気運を高めます。

●市区町村が開催した勉強会の事例

白石笑顔未来塾(白石市)

白石市では、「行事やイベントを沢山やっているのに地域が元気にならない」など、地域づくりの取組に対する行き詰まり感の声が聞こえていた。

地域づくりのヒントを見つける場として「白石笑顔未来塾」を開催したところ、市内の2地域から個別での研修会の開催、さらには具体的な見直しへとつながっていった。



(資料)白石市「白石市の公民館を核とした住民主体の地域づくり」

●意見交換会や住民アンケートの事例

住民の意見を把握する取り組み(佐用町)

■意見交換会(上月地域づくり協議会)

協議会の役員、若いお母さん、働き盛りの男性の意見を聞いた。多くの課題がある中から、特に重要と思われるものを柱として検討していくこととした。

■自治会ヒアリング(久崎地域づくり協議会)

中間支援者(柏木登起氏(NPO 法人シミンシーズ代表理事))の協力を得て、全ての自治会と会合を持ち、会長・役員の意見を把握した。

■住民アンケート調査(徳久地域づくり協議会)

地域住民(18歳以上)にアンケートを実施した。

- ①協議会とその活動に対する認知や参加度
- ②今後取り組んで欲しい、支援して欲しいことの有無
- ③協議会活動のスタッフとして参加してみたいと思うか？

(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんな活事例収集～」

住民の意見を把握する取り組み(白石市)

■住民アンケート調査(斎川まちづくり協議会)

中学生以上の全住民にアンケートを実施した。家族であっても内容が見ることができないように一人一人封筒に入れて回答を回収した。

■若者会議、中堅世代会議の開催(斎川まちづくり協議会)

若者会議(中学生～29歳対象)を「年長者の立入禁止」で開催した。また、中堅世代会議(30～49歳対象)を開催した。

(資料)白石市「白石市の公民館を核とした住民主体の地域づくり」

【ステップ3】「柔軟な最適化」の実例(モデル)の形成

ステップ 1 で描いた方向性に沿って、柔軟な最適化に取り組む地域運営組織を募り、柔軟な最適化に向けた具体的な検討をモデル的に個別支援します。

個別支援のノウハウが不足する場合は、企画段階から中間支援者の協力を得て、検討会の運営やその後のアクションの段階まで伴走支援していくことが考えられます。

行政職員や社会福祉協議会など地域運営組織の支援にあたる人材については、支援の現場に帯同することで支援ノウハウを学ぶことが望まれます。

(進め方例)

	テーマ	内容
第1回	現状と将来見通しを共有する	人口見通しなどのデータ共有 既存の資源・活動の棚卸し
第2回	ありたい暮らしの姿を語り合う	ありたい暮らしの姿 このように暮らしたい このままでは、こんな不安がある 地域運営組織はこんな役割を担ってほしい
第3回	活動・組織運営の見直しアイデア	ありたい暮らしの姿の実現に必要な活動のアイデア 実行するための活動・組織運営の見直しアイデア
第4回	当面取り組むことの確認	アイデアを選択し、体制・財源・スケジュールを検討

●検討会や検討ステップの事例

きらり斎川笑アップ塾(斎川まちづくり協議会(白石市))

地域の課題を探りその解決のため、住民と共に学び、考え実現するための連続講座を、中間支援者(斎藤主税氏(NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター事務局長)が講師となり、開催した。平成 30 年度に行った全住民アンケートの結果を基に、SNS(LINE)の活用や世代別の若者会議、役員と行事の棚卸し、地域円卓会議を行うなど、「誰もが安心して暮らしやすい斎川」を目指して活動した。



きらり斎川笑アップ塾の様子



円卓会議の様子



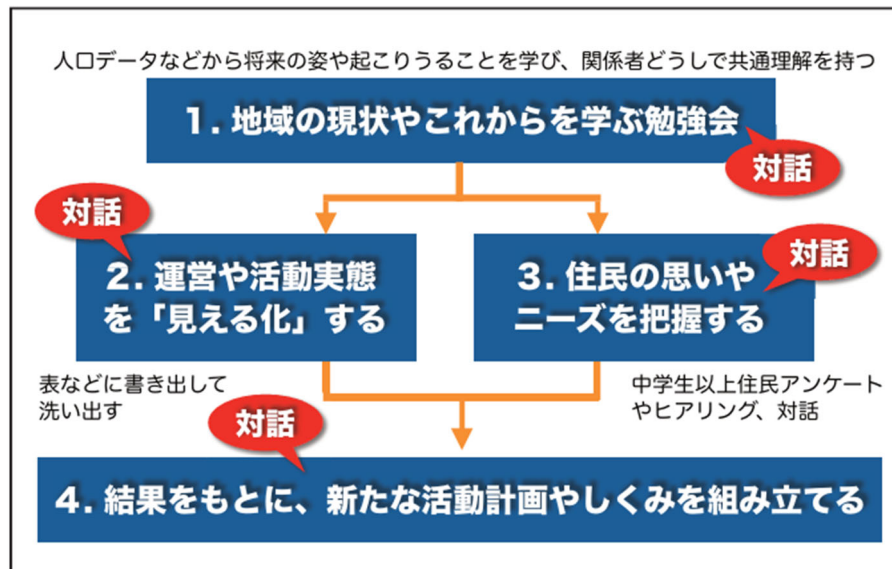
地域のことを真剣に話合っております

(資料)白石市ホームページ

持続可能な地域づくりのための見直しステップ(新潟市)

新潟市では、持続可能な地域づくりのための見直しステップを設定し、これに沿って令和元年度と2年度に「地域コミュニティ協議会育成モデル事業」を実施している。

コミ協自らが地域の現状把握や活動の評価・検証を行い、もともと持っている力を発揮して活動の見直しを考え実行できるような内容としている。



(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

コミュニティ計画の改定(伊手振興会(奥州市))

伊手振興会では、中間支援者(若菜千穂氏(NPO 法人いわて地域づくり支援センター常務理事))の支援を受けて、令和2年9月から1年をかけてコミュニティ計画を改定した。検討会には毎回30人を超える参加があった。

■コミュニティ計画の改定

- 令和2年9月から令和3年10まで1年かけて策定
- 検討会は毎回30人を超える参加

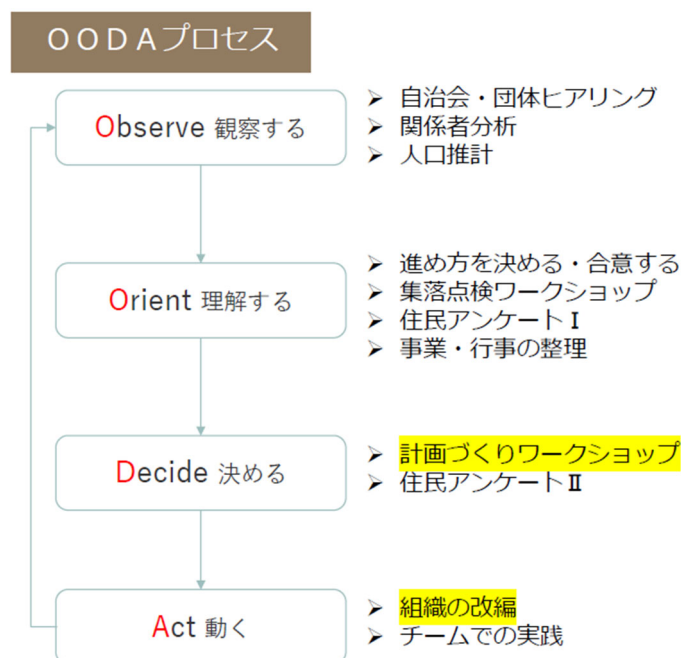


R2.9～	現状の把握、進め方の検討、人集め
R2.12 第1回検討会	計画策定の趣旨とスケジュールの合意
R3.1	住民アンケート(全戸)
R3.2 第2回検討会	アンケート結果、地域課題について
R3.3	伊手振興会理事会で中間報告
R3.5	若者ワークショップ
R3.5 第3回検討会	伊手振興会事業の棚卸し
R3.6 第4回検討会	これから取り組んだらいいと思う事業
R3.7 第5回検討会	テーマ別事業計画の絞り込み
R3.10 第6回検討会	コミュニティ計画の素案検討

(資料)いわて地域づくり支援センター

OODA プロセスを活用した地域運営組織の最適化(いわて地域づくり支援センター)

中間支援者の NPO 法人いわて地域づくり支援センターでは、「柔軟な最適化」の支援にあたって、「Observe(観察する)」から着手し、実態把握、キーパーソンの探索より取り組み、地域運営組織側の意識の醸成を図っている(OODA プロセス)。



(資料)いわて地域づくり支援センター

●現状把握の取組事例

地域の将来見通しの共通認識を作るための勉強会(新潟市)

地域カルテや国勢調査などの人口データから予測される将来の姿を専門家の解説を元に学んだ。



坂中まち協



小合コミ協

〈地域コミュニティ協議会育成モデル事業の勉強会〉

モデル地区の小合コミ協、坂中まち協、有明台コミ協では勉強会を開催。地域カルテ(※1)や国勢調査などの人口データから予測される将来の姿を専門家の解説を元に学びました。

加速する人口減少や、これからは後期高齢者が増加することを数値で確認、危機感を共有しました。家族で後期高齢者を支えられなくなる可能性があることから、今のうちに支え合いのしくみづくりや無理のない活動へ見直しが必要、という声が上がりました。

地域の状況に合わせた分析など、理解を深める作業を取り入れることで、実態がより明らかになり、自分ごととして捉えやすくなります。

※1 地域カルテ … 新潟市では、中学校区単位での将来推計人口、健康データ、公共施設の配置等をまとめた地域カルテを作成しました。市のホームページに掲載されています。

(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

運営や活動にかけている活動量の洗い出し(新潟市)

負担軽減と必要な活動を行う体制の見直し、内容の向上に生かすために、ワークシートを提供し、運営や活動にかけている時間と人数、内容や成果の「見える化」に活用している。

[illegible]

(資料)新潟市「新潟市地域コミュニティ協議会運営ハンドブック」

集落の役などの棚卸し(石井地域づくり協議会(佐用町))

各集落ごとに様々な特徴があったため、自治会長から集落の役や出事についてヒアリングをした。集落によって、大きく異なることが分かった。似ている集落ごとでグループを分ける案やそこから一人代表で役に出てもらうなど、様々な議論を行った。

[illegible]

(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんなの活事例集～」

人口予測マッピング(佐用町)

将来の人口を想像しやすくするため「人口予測マッピング」を活用している。

人口予測マッピング

机上で10年後の地域の姿を想像しても、なかなか現実味がなく、危機感が持てないことがよくあります。そこをより分かりやすく、想像しやすくする方法が「人口予測マッピング」です。

地域の住宅地図に、世帯ごとの現在の住民の人数と将来（10年後）の住民の人口（性別や年齢によって色分け：74歳以下の男性[青]／74歳以下の女性[赤]／75歳以上[黄]）を表示することにより、10年後の地域の実態をワガコト化するきっかけになります。



(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんな活事例集～」

●活動や組織運営の見直しの事例

住民アンケートの結果を踏まえた見直し(海内地域づくり協議会(佐用町))

海内地域づくり協議会では、住民アンケートの結果を、活動や組織運営の見直しに活用している。

☆シアンケート結果を今後活かす！！



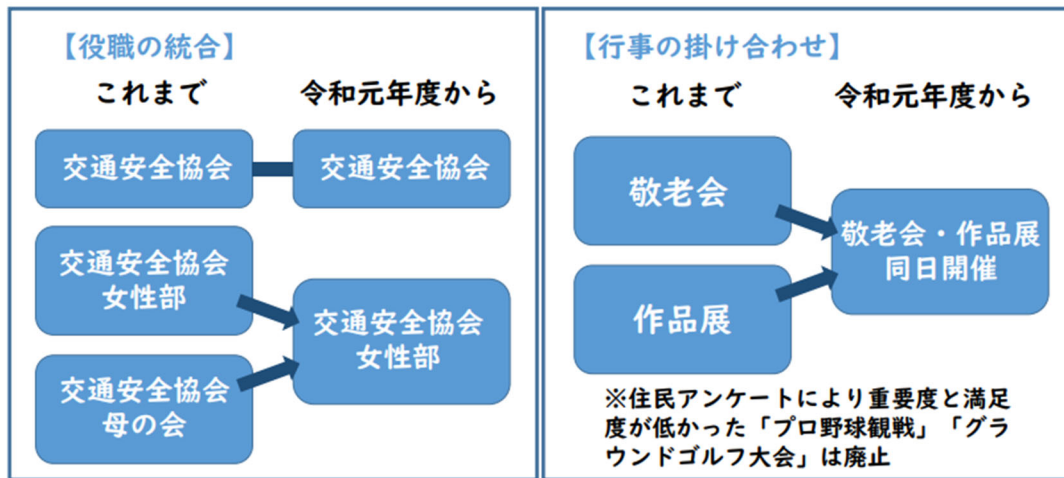
- ①若い世代(41～64歳)は、将来にむけて地域の抜本的な見直しが必要だと感じている
→海内・桑野地域にある全ての役や活動を調査
- ②今後、地域づくり協議会で行うべき活動では、福祉活動を選ぶ人が最も多かった
→福祉部会(仮称)の設置を検討中
- ③「ふれあい体育祭」は廃止や見直しが70%以上
→体育祭を廃止し、皆が楽しめるふれあい活動へ



(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんな活事例集～」

役職の統合と行事の掛け合わせ(斎川まちづくり協議会(白石市))

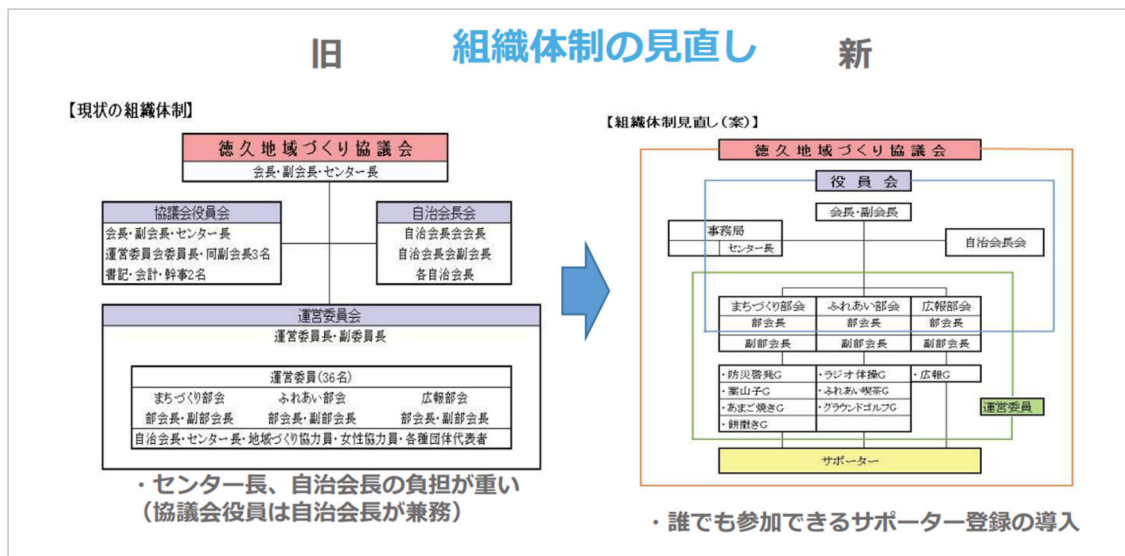
斎川まちづくり協議会では、行事・会議・組織の棚卸しを行ったところ、地域で活躍している世代の負担が相当大きいことが確認された。このままでは人数の少ない次の世代に引継ぎが出来ないと考え、役職の統合と行事の掛け合わせを行うこととした。



(資料)白石市「白石市の公民館を核とした住民主体の地域づくり」

組織体制の見直し(徳久地域づくり協議会(佐用町))

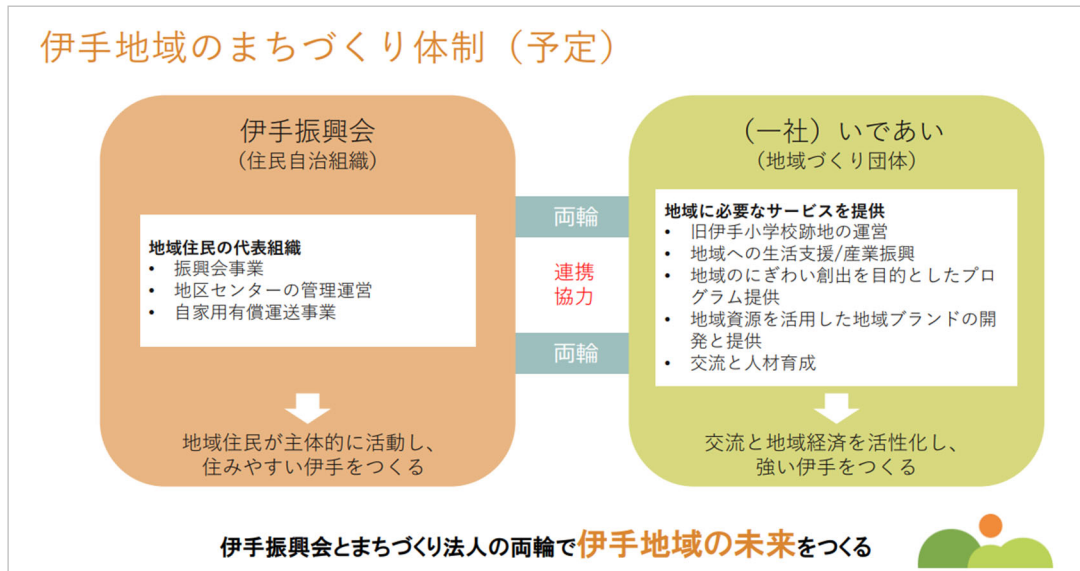
徳久地域づくり協議会では、自治会長、センター長の負担を軽減するため、誰でも参加できるサポーター登録を導入した。自主的に参加するサポーターを増やし、メンバーの定着化を目指している。



(資料)佐用町地域づくり協議会「みんなの課題・みんなの工夫～みんな活事例集～」

事業推進を行う一般社団法人を別組織として設立(伊手振興会(奥州市))

伊手振興会は、中間支援者(若菜千穂氏(NPO 法人いわて地域づくり支援センター常務理事))の支援を受けて、農村RMOの補助金の受け皿として立ち上げた「伊手農村農業活性化協議会」を設立。さらに、事業推進のため一般社団法人化に至る。



(資料)いわて地域づくり支援センター

●活動や組織運営の見直しのための計画作成や人材育成等の事例

地区計画の作成(白石市)

白石市では、各地区で策定した「まちづくり宣言」が計画的に実現できるよう、地区計画の策定を推進している。地区計画の具体的な内容は、「基本方針」、「具体的な取り組みの方向性」、「実施事業年度」、「重点施策の記載」となっている。各地区が地区計画を策定するために活用できる「地区計画策定支援交付金」制度を創設し、地区計画の策定を支援している。

第六次白石市総合計画・地域づくり計画【斎川地区計画(令和4年度～令和8年度)】						
テーマ:絆とつながりをさらに強め、持続可能なまち「斎川」を育む						
基本方針	具体的な取り組みの方向性	事業実施年度				
		R4	R5	R6	R7	R8
1. 住民同士のコミュニケーションをもっと密にし、隣近所でのささあいと若者・中堅世代の地域参画が、日常的にある仕組みを構築していきます。	① 幅広い世代が気軽に集い・交流できる場・居場所をつくる。					
	② 住民が関心が高まる情報を、効果的・効率的に発信・伝達していく。					
2. 空家や耕作放棄地の増加を抑制し、次世代が住み続けたいと思える環境を維持していきます。	① 空き家・遊休農地の実態を、地区独自に調査・把握する。					
	② 農作物の鳥獣被害対策を、研究・実施していく。					
	③ 体験等を通じて農業の魅力を若者に伝える。					
	④ 外から人を呼び込めるような耕作放棄地の有効活用を検討していく。					
3. 農作業や趣味・小商いなどで毎日が充実し、健康的に暮らしつづけられる地域にしています。	① 住民が主体的に取り組む新たな事業やコミュニティビジネスなどを、地域ぐるみで支援・後押しする。					
	② 多様な住民の参加・協力を得ながら、産直センターの有効活用を図る。					
4. 地域のさまざまな課題に対し主体的に行動を起こせるよう、斎川公民館を核としたコーディネート機能の拡充を図ります。	① 各団体の活動や有している情報を共有し、お互いの連携を強化していく機会・仕組みをつくる。					
	② 課題解決や住民が必要とするテーマ(ICTスキルなど)の学習会を充実させる。					
5. 「甲冑堂・桜の回廊」等の史跡やこころ柿づくりなどの伝統文化を大切に、次の世代に継承していきます。	① 斎川お宝マップを活用したまちあるきを推進し、イベント等を企画・実施する。					
	② 歴史的資源を継続して維持・管理していくための方法を検討する。					
	③ 伝統文化を継承する取り組みを、継続・充実させていく。					

(資料)白石市「人と地域が輝く未来共創交付金」の活用について」、白石市資料

地域と行政が連携した人材育成等(高松市)

高松市では、地域コミュニティにおける自主的・自立的なまちづくり活動を促進するため、地域、行政及び中間支援者(一般社団法人高松市コミュニティ連合会※)が連携して、自治会の再生やまちづくりを担う人材の育・発掘、収益事業による必要な財源の確保など、地域コミュニティ協議会(地域運営組織)の人材育成や体制強化に取り組んでいる。

※平成20年度に公設の高松市コミュニティ協議会連合会として発足、令和2年度に一般社団法人化



地域コミュニティの活動



地域コミュニティ協議会でのタブレット端末操作説明会

(資料)高松市「高松市の地域コミュニティ協議会について」、令和6年度地域運営組織全国セミナー資料

●活動や組織運営の見直しのための広報の事例

広報紙の毎月発行(庄瀬地域コミュニティ協議会(新潟市))

庄瀬地域コミュニティ協議会は、活動を住民に周知するために、年3回発行していた広報誌をA4サイズ1枚の毎月発行に変更した。

事例

庄瀬地域コミ協

広報誌を年3回発行から、A4サイズ1枚の月1回発行に変更。表面はコミ協だより、裏面は庄瀬生活センターの通信にして、地域の多岐に渡る情報をタイムリーに発信。コミ協や地域活動を知る機会が増え、高齢者からは「楽しみにしている」との声がある。若い世代向けにSNSでも情報発信している。事前告知は事業の周知や参加促進につながっている。

A4サイズ
1枚で
まめに発行

コミ協に
触れる機会が
増える

コミ協事業の報告

表面「庄瀬コミ協だより」

事前告知を入れて参加につなげる

裏面「もくば通信」

庄瀬地域生活センター事業や
イベント、サークル案内

地域情報も盛り込む

「庄瀬のいいとこカレンダー」庄瀬コミ協制作

地域事業、小中学校の行事も掲載。写真は住民投票によるフォトコンテスト入選作品を掲載

(資料)新潟市「私たちの色で地域を描くパレット(令和3年度育成モデル事業事例集)」

【ステップ4】「柔軟な最適化」の横展開

ステップ3で取り組んだ事例(モデル)を、他地域に横展開するため、地域運営組織が学び、交流・ネットワークする場を設けます。

「さようみん活フォーラム 2024」の開催(佐用町)

佐用町では、毎年、事例共有のための「みん活フォーラム」を開催しているが、2024年度は分科会形式により開催した。参加者が聞きたいテーマを選択し、話し合いながら学べる機会とした。分科会として「防災」「福祉」「行事」を設け、中間支援者(作野広和氏(島根大学教授、佐用町地域づくりアドバイザー))が進行を行い、地域づくり協議会が発表した。

2024 今年もやります みん活フォーラム

島根大学教育学部 作野 広和教授 基調講演
「地域づくり協議会が拓く 縮充のまちづくり」

分科会
「これらの地域づくり協議会の役割と地域活動～『防災』『福祉』『行事』～」
防災・福祉・行事の3つのテーマに分かれて意見交換します

2024年 2月11日 日曜日 13:00～開場
会場：三日月支所 大集会室 主催：佐用町企画防災課
どなたでも参加できます。事前申し込みは不要ですので、お気軽にお越しください。

Zoom配信あり

11 Feb

13:30 開会
13:40 基調講演
島根大学教育学部
教授 作野広和
14:00 休憩および分科会会場移動
14:20 分科会
これらの地域づくり協議会の役割と地域活動～『防災』『福祉』『行事』～
3つのテーマに分かれて意見交換します
15:20 休憩
15:30 分科会まとめ報告
3つのテーマごとにまとめ報告
15:45 全体総括
15:55 閉会

みん活 2024 フォーラム

(資料)佐用町資料

【ステップ5】「柔軟な最適化」の促進に向けた取組の総括

ステップ1で描いた方向性を原点として、その後の地域運営組織の活動・運営の見直し状況やステップ2～4での取り組みについて、地域運営組織と市区町村との協働により総括します。

6. 地域運営組織の支援に向けてのヒント

(1) 地域運営組織の形成や「柔軟な最適化」につながる取組や体制

地域運営組織の形成や「柔軟な最適化」につながる市区町村や都道府県の取組や体制は次のとおりです。

図表16 地域運営組織の形成や「柔軟な最適化」につながる市区町村の取組や体制

	市区町村の取組や体制
位置づけ	・地域運営組織を育成・支援することを政策上に位置付けている。 ・地域運営組織を自治体と対等な立場で、対応すべき地域課題を共有し、対応策を実行していくパートナーとしての関係を築いている。
形成支援	・地域運営組織の形成を支援している。 ・自治会への説明会やワークショップ開催、組織立ち上げのための資金支援、アドバイザー派遣などを行っている。
財政的支援	・助成金・交付金等の財政的支援を行っている。(活動と運営の経費を対象) ・使途を予め個別に指定しない地域交付金制度を設けている。
非財政的支援	・公共施設の貸し出しなど活動拠点の確保に関わる支援を行っている。 ・研修会や外部人材の参加など人材に関わる支援を行っている。 ・部会の設立や運営に対する支援を行っている。 ・3区分(活動拠点、人材支援、その他)にわたって、多様な非財政的支援を行っている。
体制整備	・職員による事務局運営の支援や地域担当職員制度を導入している。 ・地域運営組織に関係する部門間で情報交換を行っている。 ・2区分(担当職員配置、その他)にわたって、体制整備を行っている。
まとめ	・3区分(財政的支援、非財政的支援、体制整備)にわたって、地域運営組織の形成・運営を支援している。

(資料)総務省「令和5年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書」

図表17 地域運営組織の形成や「柔軟な最適化」につながる都道府県の取組や体制 7

	都道府県の取組や体制
位置づけ	・地域運営組織を育成・支援することを政策上に位置付けている。 ・各市区町村における運営組織の設立状況を把握している。
形成支援	・市区町村が進める取組を都道府県が支援する関係を築いている。 ・市区町村と連携し、都道府県の役割に応じた支援を行っている。
支援内容	・地域運営組織の設立と運営の双方を支援している。
支援対象	・地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村(行政)に対する支援を行っている。

(資料)総務省「令和5年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書」

(2)「柔軟な最適化」に向けての市区町村や都道府県の実践

「柔軟な最適化」に向けて、市区町村や都道府県には次の実践が期待されます。

まずは、本冊子を活用した勉強会から始めてみましょう。

図表18 「柔軟な最適化」に向けての市区町村や都道府県の実践

	市区町村の実践	都道府県の実践
【ステップ1】 “活動”や“組織運営”の振り返り	・地域運営組織のこれまでの活動を総括し、これからの方向性を共有する場（＝あり方検討会）を設けることの必要性を、庁内の関係課や地域運営組織と共有し、地域運営組織と市区町村との協働による「あり方検討会」を企画・運営する。	・都道府県は、市区町村の担当者が「柔軟な最適化の促進」について学ぶ機会を提供する。市区町村からの要請に応じて、中間支援者を紹介するなど、市区町村の「あり方検討」を支援する
【ステップ2】 「柔軟な最適化」の意義や方法の共有	・市区町村は、ステップ1で描いた方向性と地域運営組織と共有するための勉強会を企画・運営する。	・都道府県は、市区町村からの要請に応じて、他の市区町村における実践事例の情報を提供するなど、勉強会の開催を支援する。
【ステップ3】 「柔軟な最適化」の実例（モデル）の形成	・市区町村は、勉強会の開催後、参加した地域運営組織をフォローし、柔軟な最適化に向けてモデル的な検討に向けての機運を高める。取組意向のある地域運営組織をモデルとして、中間支援者による助言体制を確保するなど、地域運営組織の実践を支援する。	・都道府県は、市区町村からの要請に応じて、協力が得られる中間支援者を紹介する。
【ステップ4】 「柔軟な最適化」の横展開	・市区町村は、地域運営組織が学び、交流する場を企画・運営する。 ・市区町村は、開催後、参加した地域運営組織をフォローし、柔軟な最適化に向けた検討開始に向けての機運を高める。	・都道府県は、柔軟な最適化に取り組んだ地域運営組織（モデル）の実践を把握・分析し、参考情報として市区町村に情報を提供する。
【ステップ5】 「柔軟な最適化」の促進に向けた取組の総括	・市区町村は、「柔軟な最適化」の促進に向けた取組の総括作業を企画・運営する。総括を踏まえ、地域運営組織との関わり方や支援策を見直す。	・都道府県は、総括のプロセスや結果を把握・分析し、他の市区町村における総括作業にあたっての参考情報として提供し、助言を行う。

「柔軟な最適化」に向けての実践にあたっては、中間支援者が第三者的な立場から助言を行うことが有効です。

特に都道府県の職員のみなさんは、中間支援者と面識を持ち、必要に応じて、市区町村や地域運営組織に中間支援者を紹介できるようにネットワークづくりに努めてください。



7. おわりに

最後まで読んでいただきありがとうございます。

「柔軟な最適化」の考え方や取組方法について、イメージを掴んでいたけたでしょうか？

本冊子の表紙に「地域運営組織の持続可能な運営に向けて」と副題をいれています。地域をより良くするための取り組みに「終わり」はありません。地域課題や住民ニーズの変化に対応して『考え続けていく』ことが必要なことを最後に改めてお伝えしたいと思います。

考え続けていくにあたって、お勧めするのは3段階での振り返りです。

まずは、「毎年度の振り返り」です。地域運営組織に対して、次年度の計画を立てる前に活動や組織運営を振り返る場をもつように呼びかけて下さい。また、行政としても、1年間の地域運営組織に対する支援を振り返り、次年度の支援活動の見直しにつなげてください。

次は、3～5年度程度での振り返りです。地域運営組織に対して、今後の進むべき方向性をとりまとめたビジョン・方針の更新を呼びかけてください。また、補助金制度や指定管理者制度などの見直しのタイミングで、関連する支援制度や庁内体制の見直しにつなげてください。

最後は、5～10年程度での振り返りです。地域運営組織と行政との協働により、地域運営組織の活動目的に立ちかえり、地域運営組織がどうあるべきかを考えます。大切にされてきた価値感や考え方を次の世代に引き継いでいく機会ともなります。

地域運営組織の皆さんと情報共有・連携・協力するとともに、時には中間支援者や都道府県の助けを借りながら、大切だと思うことは「やってみよう」と声に出してみましょう。そこからきっと、いろいろな知恵やアイデア・工夫が生まれてくるでしょう。



研究会

8. 参考資料

(1) 参考資料

資料	概要	二次元コード
総務省ホームページ	地域運営組織のPR動画や市区町村別の地域運営組織数、調査研究事業の報告書、事例集、全国セミナーの案内などを掲載しています。	
地域運営組織 研修用テキスト (総務省)	地域運営組織の形成方法や、課題解決のヒントとなるような先進的な取組や解決方策について、分かりやすく取りまとめたテキスト。	
地域運営組織の形成 及び運営に向けた 「ワークショップ手法」を活用した 話し 合いのすすめ	地域運営組織が形成されるとともに、安定して効果的に運営されていくよう、市区町村と地域との話し合いをうまく進めるにあたっての参考としてハンドブックを作成した。	
地域と行政の今後の あり方報告書 (雲南市)	地域自主組織が発足して 10 年以上が経過したことから、地域自主組織と行政との合同プロジェクトチームにおいて、今後 10 年を見据えて持続可能なまちづくり、地域づくりの方策を検討した。	
佐用町地域づくり協 議会 あり方再構築 の方針(佐用町)	地域づくり協議会について、地域・行政の双方が振り返り、必要な部分は見直していくことで、今後も継続していける組織を目指すため『佐用町地域づくり協議会のあり方再構築の方針』を策定した。	
新潟市地域コミュニ ティ協議会運営ハン ドブック (新潟市)	協働の主たるパートナーである地域コミュニティ協議会の運営の透明性や公平性を図り、その基盤を強化するためハンドブックを作成している。	
地域コミュニティ組 織の設立・運営にか かるガイドブック (大分県)	高齢化集落対策としてネットワーク・コミュニティの構築を推進しており、その中心となる地域コミュニティ組織の設立を検討している地域住民や、その支援主体である市町村職員向けにガイドブックを作成した。	

資料	概要	二次元コード
地域コミュニティ組織に係る施策ガイドブック (大分県)	地域コミュニティ組織は基本的に住民主体によるものであるが、その持続的な運営のためには自治体の支援は必要不可欠であるため、市町村職員を対象として、県内の先進事例を交えたガイドブックを作成した。	
ネットワーク・コミュニティ事例集 (大分県)	県内の地域コミュニティ組織の取組について、他の組織の課題解決や新しい活動のヒント、さらには組織同士の交流促進となるよう、事例集を作成した。	

(2)本テキストで紹介した事例団体一覧

(敬称略、掲載順)

(自治体)

自治体名	該当頁	二次元コード
兵庫県佐用町	P12、20、25、28、 32、33、34、38	
新潟県新潟市	P13、30、31、32、37	
滋賀県甲賀市	P16	
大分県	P16	
宮城県白石市	P17、27、28、29、 34、36	
島根県雲南市	P24	
香川県高松市	P36	

(地域運営組織)

団体名	該当頁	二次元コード
斎川地区まちづくり協議会 (宮城県白石市)	P18、19、28、29、34	
長谷地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P22	
上月地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P28	
久崎地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P28	
徳久地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P28、34	
伊手振興会 (岩手県奥州市)	P30、35	
石井地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P32	
海内地域づくり協議会 (兵庫県佐用町)	P33	
庄瀬地域コミュニティ協議会 (新潟県新潟市)	P37	

(中間支援者(組織含む))

氏名、団体名	該当頁	二次元コード
高橋 由和 (特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク事務局長)	P26	
NPO 法人みんなの集落研究所	P26	
若菜千穂 (NPO 法人いわて地域づくり 支援センター 常務理事)	P30、35	
柏木登起 (NPO 法人シミンシーズ 代表理事)	P28	
斎藤主税 (NPO 法人都岐沙羅パートナーズ センター 事務局長)	P18、19、29	
作野広和 (島根大学 教育学部 教授)	P21、25、38	
一般社団法人コミュニティ サポートおおいた	P16	
一般社団法人高松市コミュニティ連合会	P36	

(3)外部専門家制度

制度名	紹介・派遣元	概要	二次元コード
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取り組みを行おうとする地域に対して、地域おこしのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行っている。	
地域人材ネット (地域力創造 アドバイザー)	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取り組みを行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招聘に必要な経費について、総務省が支援している。	
地域再生 マネージャー	一般財団法人 地域総合整備財団 (ふるさと財団)	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援している。	
地域力創造データ バンク	一般財団法人 地域活性化センター	地域活性化を推進するために、適切な助言を行う各分野のアドバイザーの情報をまとめた「地域力創造人材データベース」において、アドバイザーの自己PRや地域づくりの実践例、講演等の実績、委員会等の就任状況等の情報を掲載している。	

(4) 地域運営組織に関連する支援施策

事業名	担当	概要	二次元コード
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	内閣府	・地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置	
地域運営組織に関する地方財政措置	総務省	1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】 地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費 (1) 地域運営組織の運営支援 ① 運営支援(措置対象:事務局人件費 等)…普通交付税 ② 形成支援(措置対象:ワークショップ開催に要する経費 等)…特別交付税 (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援 (措置対象:高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業(子育て、親子、多世代)、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等) …普通交付税 ※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】 自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費(措置対象:研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等)…特別交付税	
地域おこし協力隊	総務省	・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる	

集落支援員	総務省	・集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する集落支援員を設置する地方公共団体に対して特別交付税措置を講じる ・地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材として活用可能(集落の点検と話し合いの促進を実施することが必須)	
都道府県過疎地域等政策支援員	総務省	・過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について、特別交付税措置を講じる ・支援する業務の一つとして、地域運営組織の形成・運営に関する支援業務も考えられる	
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	総務省	・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する ・地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする(具体的には、以下のよう な取組に対して支援を行う) ○ 高齢者サロンの開設 ○ 買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 特産品の開発や6次産業化 ○ 田舎暮らし体験 等 ・補助上限額…1,500 万円(ただし専門人材や ICT 技術等を活用する事業の場合は最大 1,500 万円の上乗せ) ・補助率…定額	
過疎対策事業債	総務省	・過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)による過疎地域の市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化などの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業にも活用可能	

		・集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる ○集落の維持及び活性化…集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など ○生活交通の確保…地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など ○産業の振興…地域運営組織が中心となつて行う地場製品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など ・元利償還金の 70%を普通交付税の基準財政需要額に算入	
特定地域づくり事業推進 交付金	総務省	・地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する	
指定地域共同活動団体制度	総務省	・地域社会において、人口減少等により、様々な資源制約に直面し、また、住民ニーズや地域の課題が複雑化・多様化していく中で、市町村と地域の多様な主体が連携・協働して生活サービスの提供を担うことが重要であり、こうした取組の選択肢の一つとして、新たに地方自治法に規定(法第260条の49)を設けて、「指定地域共同活動団体」制度を創設〔令和6年9月26日施行〕 ・例えば、近年地域の暮らしを支える重要な担い手となっている地域運営組織や、他の主体と連携して地域の課題解決のための活動を行う地域の住民が主体となって運営されているNPO、複数の自治会等を構成員とする団体などが、市町村と協力をしつつ、地域の多様な主	

		体と連携して、生活サービスの提供に資する活動を行うために、当該市町村の条例に基づき、団体から申請があった場合に、「指定地域共同活動団体」として指定される可能性がある ・指定の効果として、効率的・効果的に特定地域共同活動を行えるよう市町村による必要な支援や調整を受けることができるほか、市町村から指定地域共同活動団体への随意契約による関連する事務の委託及び行政財産の貸付けが可能となる	
社会教育士	文部 科学省	・社会教育士は、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」であり、行政機関や、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている ・国の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程で受講することができ、社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を身につけることができる ・地域運営組織のコーディネーターとしても活躍が期待される	 
労働者協同組合制度	厚生 労働省	・労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本とする組織 ・一定の要件を備えた組織について、労働者協同組合法に基づき、法人格を取得できるものであり、地域運営組織の活動を実施する際に、事業運営の受け皿法人としての活用が可能	